

議案第 28 号

北本市手数料条例の一部改正について

北本市手数料条例の一部を次のように改正する。

平成 28 年 2 月 23 日 提出

北本市長 現王園 孝 昭

北本市手数料条例の一部を改正する条例

北本市手数料条例（平成 12 年条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中第 75 号を第 78 号とし、第 28 号から第 74 号までを 3 号ずつ繰り下げ、第 27 号ア中「住宅の品質確保の促進等に関する法律」の次に「（平成 11 年法律第 81 号）」を加え、同号ア (7) を次のように改める。

(7) 一戸建ての住宅

a 新築の場合 6,000 円

b 増築又は改築の場合 10,000 円

第 2 条第 1 項第 27 号ア (i) 中「1 件につき」の次に「、新築の場合にあっては」を、「13,000 円を」の次に「、増築又は改築の場合にあっては 21,000 円を」を加え、同号ウ (7) を次のように改める。

(7) 一戸建ての住宅

a 新築の場合 57,000 円

b 増築又は改築の場合 85,000 円

第 2 条第 1 項第 27 号ウ (i) 中「1 件につき」の次に「、新築の場合に

あつては」を、「127,000円を」の次に「、増築又は改築の場合にあつては194,000円を」を加え、同号を同項第30号とし、同項第26号を同項第29号とし、同項第25号ア中「低炭素建築物新築等計画が」及び「（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関が作成したものに限る。）」を削り、同号を同項第28号とし、同項第24号の次に次の3号を加える。

- (25) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請手数料 申請1件につき次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める額を合算して得た額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第30条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の(7)から(9)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(7)から(9)までに定める額を合算して得た額

(7) 一戸建ての住宅 5,000円

(8) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	11,000円
300平方メートル以上	23,000円

(9) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	11,000円
300平方メートル以上	31,000円

イ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）第8条第2号イ及びロに適合しているとき 次の(7)及び(4)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(7)及び(4)に定める額

(7) 一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満	40,000円
200平方メートル以上	44,000円

(4) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	80,000円
300平方メートル以上	135,000円

ウ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	267,000円
300平方メートル以上	432,000円

エ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	102,000円
300平方メートル以上	171,000円

(26) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定

の申請に対する審査 建築物のエネルギー消費性能向上計画の変更の認定申請手数料 前号アからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからエまでに定める額に2分の1を乗じて得た額を合算して得た額

(21) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査 建築物エネルギー消費性能の認定申請手数料 申請1件につき次のアからオまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該アからオまでに定める額を合算して得た額

ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類が提出された場合 次の(7)から(9)までに掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(7)から(9)までに定める額を合算して得た額

(7) 一戸建ての住宅 5,000円

(8) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	11,000円
300平方メートル以上	23,000円

(9) 非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	11,000円
300平方メートル以上	31,000円

イ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合しているとき 次の(7)及び(8)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(7)及び(8)に定める額

(7) 一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満	40,000円
200平方メートル以上	44,000円

- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	80,000円
300平方メートル以上	135,000円

- ウ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に適合しているとき 次の(ア)及び(イ)に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該(ア)及び(イ)に定める額

- (ア) 一戸建ての住宅 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
200平方メートル未満	20,000円
200平方メートル以上	22,000円

- (イ) 住宅用途を含む建築物の住宅部分 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	38,000円
300平方メートル以上	66,000円

- エ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	267,000円
300平方メートル以上	432,000円

- オ アに規定する場合以外の場合で、建築物エネルギー消費性能基

準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している非住宅用途を含む建築物の非住宅部分であるとき 次の表の左欄に掲げる床面積の合計の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額

床面積の合計	手数料の額
300平方メートル未満	102,000円
300平方メートル以上	171,000円

第2条第2項中「前項第32号」を「前項第35号」に改め、同条第3項中「第1項第34号」を「第1項第37号」に改め、同条第4項中「第1項第45号」を「第1項第48号」に改める。

第3条第1項中「前条第1項第45号」を「前条第1項第48号」に改める。

第5条第4項及び第5項中「第2条第1項第32号及び第34号」を「第2条第1項第35号及び第37号」に改め、同条第8項中「第2条第1項第46号から第75号まで」を「第2条第1項第49号から第78号まで」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。